

買物公園等の放置自転車対策（条例骨子案等）について（概要版）

「平和通買物公園」などの放置自転車の解消を目指して自転車の放置禁止区域等の案と放置自転車を撤去等する条例の骨子案を策定しました。

- I 「放置自転車を撤去し、所有者等への返還時に撤去等の費用を徴収する条例を定めるべきかどうか」
- II 「Iの条例を定める場合、自転車の撤去等を行う区域（自転車の放置禁止区域等）の設定範囲」

について御意見を募集します。

策定の背景と経過

「平和通買物公園」では、多くの放置自転車が発生し歩行者の通行や景観を阻害しています。

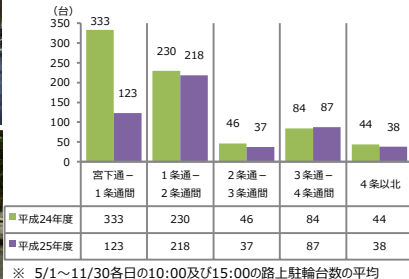
旭川市では、放置自転車の解消を目指して「旭川市駐輪場基本計画」を平成21年に策定して駐輪場の整備やマナー啓発等を行い、平成25年4月には旭川駅前広場等に駐輪場の利用を開始し、誘導案内や啓発により放置自転車は減少傾向を示しておりますが、解消には至っておりません。

平成25年度以前

平成25年度



平和通買物公園のエリア別平日平均路上駐輪台数



こうした状況の抜本的な改善を図るため、放置自転車を撤去等する条例の制定などについて、放置自転車対策検討懇談会で関係者から意見をお聴きして実施に向けた施策内容を検討し、条例の骨子案等を策定したものです。

条例骨子案

1 目的

道路その他の公共の場所での自転車の放置を防止して、良好な歩行環境の確保と景観の保全、生活環境等の向上を図る。

2 関係者の役割

区分	役割、責務
市	自転車の放置の防止に必要な施策を実施
自転車利用者	自転車放置禁止、防犯登録+自転車に氏名等を明記
施設設置者、公共交通事業者	市の実施する施策に協力
自転車小売業者	市の実施する施策に協力、自転車購入者の防犯登録

3 自転車の放置の防止

区域	区域の指定	放置に対する措置	撤去後の取扱い
禁止区域	需要を満たす駐輪施設のある区域で放置のため生活環境悪化又はそのおそれ	・撤去 ・移動命令、市が移動	・市が保管 ・保管に不相当な費用 ⇒売却代金を保管 ・保管等費用の徴収
規制区域	需要を満たす駐輪施設がある禁止区域周辺の区域で放置増大又はそのおそれ	・一定期間経過後撤去 ・移動命令、市が移動	・保管等費用の徴収
指導区域	放置の発生により生活環境が悪化又はそのおそれ	指導、管理上支障がある⇒市が移動	-

【公共の場所】道路、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所

【放置】自転車利用者等がその場を離れ、自転車を速やかに移動することができない状態

自転車の放置を禁止等する区域の案

旭川駅から8条通の7・8丁目（一部9丁目を含む。）までの地域で、自転車の放置を禁止等する区域を設定して、放置が生じにくい環境を形成し、自転車を駐輪施設に誘導しようとするものです。

設定にあたっては、商業活動や住民生活、自転車の利便低下を招かないよう駐輪施設が整えられた地域であること、さらに地域住民の合意が得られていることが望ましいことから、こうしたことを基本として3つの区域案を策定しました。

A案

「旭川市駐輪場基本計画」の禁止区域の案に指導区域を加え「買物公園」の全域を区域指定する案

- ・禁止区域 旭川駅から4条通まで
- ・指導区域 4条通から8条通まで

B案

駐輪需要に応じた駐輪施設が設置されている区域を禁止区域に、これ以外を指導区域とする案

- ・禁止区域 旭川駅から1条通まで
- ・指導区域 1条通から8条通まで

C案

B案の禁止区域のうち、買物利用等が多い宮下 - 1条通間を規制区域に、1条通以北を指導区域に指定する案

- ・禁止区域 旭川駅から宮下通まで
- ・規制区域 宮下通から1条通まで
- ・指導区域 1条通から8条通まで

